

(市民税の減免)

第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者
- (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (3) 学生及び生徒
- (4) 公益社団法人及び公益財団法人
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2に規定する法人である政党又は政治団体及び特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人で、収益事業を行わないもの

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所（法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）
- (2) 法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額
- (3) 減免を受けようとする事由

3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(市民税の減免)

第56条 条例第51条第1項の規定による市民税の減免については、次の表に定めるところによる。

区分	減免の対象となる者		減免の割合	摘要
1 条例第51条第1項第1号に規定する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受ける者	(1) 生活扶助を受けることとなった者		全部	当該扶助を受けることとなった日以後に到来する納期限に係る税額（条例第44条の規定により特別徴収の方法によって徴収されるもの）については、当該扶助を受けることとなった
	(2) 教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助又は葬祭扶助を受けることとなった者で生活扶助を受けている者との均衡上必要があるとして市長が定めるもの		全部	
2 条例第51条第1項第2号に規定する当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者	(1) 失業、廃業その他の市長が定める状況にあることにより、生活が著しく困難と認められる者であって、次のいずれにも該当するもの ア 納税義務者の前年（当該年度の初日の属する年	(7) 第1号イに規定する市長が定める基準額以下であるものであって、収入の減少割合が10分の5以上であるとき。	全部	日の属する月以降の月割額）について適用する。
		(イ) 第1号イに規定する市長が定める基準額以下であるものであって、収入の減少割合が10分の3以上10分の5未満であるとき。	所得割額の2分の1	

<p>又はこれに準ずると認められる者</p>	<p>の前年をいう。以下同じ。)の収入金額に対する当該年(当該年度の初日の属する年の1月から12月までの期間に係る年をいう。以下同じ。)の収入見込額の減少の割合(以下「収入の減少割合」という。)が10分の3以上であるもの</p>	<p>(ウ) 第1号イに規定する市長が定める基準額を超える者であって、減免を受ける者との均衡上減免が必要であるとして市長が定めるもの</p>	<p>市長が定める額</p>
<p>イ 納税義務者(その者の同一生計配偶者及び扶養親族を含む。)の当該年の収入見込額が生活が著しく困難であると判断する市長が定める基準額以下であるもの(当該基準額を超える者であって(ウ)に定めるものを含む。)</p>	<p>(2) 貧困のため生活保護法の規定による保護以外の公的な扶助又は私的な扶助を受けている者で生活保護法の規定による生活扶助を受けている者との均衡上必要があるとして市長が定めるもの</p>	<p>全部</p>	<p>当該扶助を受けることとなった日以後に到来する納期限に係る税額(条例第44条の規定により特別徴収の方法によって徴収されるもの)については、当該扶助を受けることとなった日の属する月以降の</p>

					月割額) について適用する。
(3) 災害により被害を受けた者	ア 死亡したもの			全部	当該災害を受けた日以後に到来する納期限に係る税額(条例第44条の規定により特別徴収の方法によって徴収されるものにあつては、当該
	イ 法第292条第1項第9号に掲げる障害者となつたもの			10分の9	
	ウ 災害により納税義務者(その者の同一生計配偶者又は扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。)がその住宅又は家財の価格の10分の3以上10分の5未満のとき、前年の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下	(7) 損害金額が住宅又は家財の価格の10分の5以上のとき。	a 合計所得金額が500万円以下であるとき。	全部	災害を受けた日の属する月以降の月割額) について適用する。
			b 合計所得金額が750万円以下であるとき。	2分の1	
			c 合計所得金額が750万円を超えるとき。	4分の1	
			a 合計所得金額が500万円以下であるとき。	2分の1	
			b 合計所得金額が750万円以下であるとき。	4分の1	
			c 合計所得金額が750万円を超えるとき。	8分の1	

<p>「合計所得金額」という。)が1,000万円以下であるものの</p>			
<p>エ 冷害、凍霜害、干害等により農作物に被害を受けた者のうち、当該農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価額から農業保険法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した額）が平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上である者で、前年の合計所得金額が1,000万円以下であるもの（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。）</p>	<p>(ア) 前年の合計所得金額が300万円以下であるとき。</p>	<p>農業所得に係る所得割額（当該年度の前年に農業所得及び農業所得以外の所得がある場合には、当該年度分の所得割額を前年の農業所得の金額と農業所得以外の所得の金額とにあん分したときの農業所得に係る額とする。以下同じ。）を減免</p>	
	<p>(イ) 前年の合計所得金額が400万円以</p>	<p>農業所得に係る所得割額の10分</p>	

	下であるとき。	の 8	
	(ウ) 前年の合計所得金額が550万円以下であるとき。	農業所得に係る所得割額の10分の 6	
	(エ) 前年の合計所得金額が750万円以下であるとき。	農業所得に係る所得割額の10分の 4	
	(オ) 前年の合計所得金額が750万円を超えるとき。	農業所得に係る所得割額の10分の 2	
(4) 納税義務者が死亡した場合において、その納税義務を承継すべき相続人（包括受遺者を含む。）各人が生活が著しく困難な者であって、当該年の収入見込額が生活が著しく困難であると判断する市長が定める基準額以下であるもの	承継すべき税額を減免		当該納税義務者が死亡した日以後に到来する納期限に係る税額（条例第44条の規定により特別徴収の方法によって徴収されるもの）については、死亡した日の属する月以降の月割額）について適用する。
(5) その他前4号に掲げる者との均衡上市長が特に減免を必要と認める者	市長が適当と認める		

		割合	
3 条例第51条 第1項第3号 に規定する学 生及び生徒	(1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第32号に掲げる勤労学生に該当する者	全部	
4 条例第51条 第1項第4号 に規定する公 益社団法人及 び公益財団法 人	(1) 社会事業又は公益事業を行う法人で、収益事業を行わないもの	全部	
	(2) 国又は地方公共団体の行政に協力することを主たる目的とし、国又は地方公共団体が育成指導している法人で、収益事業を行わないもの	全部	
	(3) 教育、文化又は体育の向上を図ることを目的とする法人で、収益事業を行わないもの	全部	
5 条例第51条 第1項第5号 に規定する地 方自治法（昭 和22年法律第 67号）第260条 の2第1項の 認可を受けた 地縁による団 体、政党交付 金の交付を受 ける政党等に 対する法人格 の付与に関す る法律（平成 6年法律第 106号）第7条	(1) 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体	全部	
	(2) 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第7条の2に規定する法人である政党又は政治団体		
	(3) 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人		

<p>の2に規定する法人である政党又は政治団体及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人で、収益事業を行わないもの</p>			
---	--	--	--